

○国立大学法人東北大学産学連携推進本部ナノテク融合技術支援センター利用細則

平成20年4月1日

ナノテク融合技術支援センター長 裁定

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東北大学産学連携推進本部ナノテク融合技術支援センター設置内規第13条の規定に基づき国立大学法人東北大学産学連携推進本部ナノテク融合技術支援センター（以下、「センター」という。）が利用に供する東北大学（以下「本学」という。）のナノテクノロジーに関連する研究設備及び機器（以下、「設備等」という。）の使用について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において「本事業」とは、センターによる支援事業をいう。

2 この細則において「技術支援員」とは、各支援分野において支援業務を行う教職員をいう。

(利用対象者)

第3条 本事業を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学以外の研究教育機関又は企業等に所属し、ナノテクノロジーに関連した研究を行う者
- (2) 本学の教職員
- (3) その他センター長が特に認めた者

2 文部科学省マテリアル先端リサーチインフラ（ARIM事業）を利用する者

(傷害保険)

第4条 利用者は、不慮の事故に備えて傷害保険に加入することとする。

(利用の申請及び承認)

第5条 利用者は、センターが定める申請方法によりセンター長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 センター長は、前項の申請を受理した場合は、課題審査委員会において以下の項目を審査した結果、本事業として実施することが適当であると認めるときは、これを承認するものとする。

- (1) 当該研究が、ナノテクノロジーの発展に寄与するものであること
- (2) 当該研究の遂行において、本事業による支援が必要不可欠であること

(利用形態)

第6条 利用者による利用形態は、以下の何れかによるものとし、利用によって得られた成果について公開又は非公開を選択するものとする。

- (1) 技術相談

利用者からの相談に対し、技術支援員が技術的な助言等を行う。

(2) 機器利用

利用者が本学を訪れ、自ら試料作成や機器操作等を行う。必要に応じ、技術支援員等は操作法・解析法などの簡易指導を行う。

(3) 技術補助

利用者が本学を訪れ、利用経験はあっても一人では希望する設備を操作できない場合に、技術支援員等の指導のもとで一連の研究を行う。技術支援員等は、随時、技術支援を行う。

(4) 技術代行

利用者から提供された課題に関して、技術支援員等が全面的に設備を操作して研究を行い、結果を利用者に提供する。

(5) 共同研究

共通の課題についての一連の計画を両者で立案し、共同で研究を行う。

2 前項の規定によらず、既存の本学の共同研究等の制度を利用することもできる。

3 文部科学省マテリアル先端リサーチインフラ（以下、ARIM 事業）利用について必要な事項は別に定める。

(利用料の納付)

第7条 利用者は利用料を本学が指定する預金口座へ、所定の期日までに納付しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第8条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に設備を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(利用承認の取消し等)

第9条 センター長は、利用者がこの細則に違反し、センターの運営及び本学の設備等に重大な支障を生じさせると判断したときは、第5条第1項の承認を取り消し、又は利用を停止させることができる。

(免責)

第10条 センターは、設備等の利用によって利用者が生じた損害について、利用者に対し責任を負わないものとする。

2 本事業に基づいた利用者による商品の販売、役務の提供、その他の行為によって利用者に損害が発生した場合でも、センターは利用者に対し責任を負わないものとし、また、これらの行為について、明示又は黙示の保証をしないものとする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は重大な過失によりその利用に係る設備を滅失、又は損傷したときは、

その損害を賠償する責めを負うものとする。

(利用の中止)

第12条 利用者側あるいはセンター側に、本事業を遂行できない支障が生じた場合は、両者の話し合いにより設備利用を中止することができる。

(個人情報の取扱い)

第13条 センターは、利用者の個人情報を適切に管理し、関係者外に提供しない。

2 前項の規定によらず、ARIM事業の利用者の個人情報をARIM事業内で共有する場合、利用者の承諾を得るものとする。

3 ARIM事業における個人情報の取扱いについて必要な事項は別に定める。

(秘密の保持)

第14条 利用者が希望する場合は、秘密保持契約を締結することができるものとする。この場合、本事業参画者は利用者の秘密情報を第三者に開示してはならない。

(知的財産権)

第15条 本事業の結果生じた知的財産権の帰属、取扱い等については、当該発明等の発生事態を勘案して、別途協議して決定するものとする。

(成果報告書)

第16条 利用者は、成果非公開で実施する課題を除き別に定める成果報告書をセンター長が指定する期日までに提出しなくてはならない。

(雑則)

第17条 この細則に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が定める。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月26日改正)

この細則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日改正)

この細則は、令和5年3月31日から施行する。